根拠が明らかでない。 はその危険性があるとする

策や方針の決定を担う首長

した。市側が勝訴した上、 市の対応を「台震」と判断

なわれる」などと指摘し、

政に対する住民の信頼が損

的中立性に疑義が生じて行

がされれば、外見上の政治

で特定の政策を訴える行為

安政裁判長は「庁舎敷地内

側の上告を棄却した。長領

3小法廷は3日、市民団体

の上告番判決で、最高裁第

円の損害賠償を求めた訴訟

て、市民団体が市に約の万

た憲法公条に反するとし

のは、集会の自由を保障し

会の開催を許可しなかった

役所敷地内の広場で護憲集

N

DI

金沢市が2017年に市

自治体の業務は、その政

裁判官の1人は「違法

裁判官五人のうち四人の

と判断、不許可処分にし を示す示威行為」に当たる

則が適用されるとしても、

安政裁判長)は二十一日、市の対応を合憲と判断し、市民団体の上告を棄却した。(太田理英子) 違反するとして、市民団体が市に損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷(長嶺

金沢市庁舎前広場で計画された護憲集会を市が不許可としたのは集会の自由を保障する憲法に

多数意見で「政治的対立が みられる論点で集会が開催

がある。この反対意見が示 ではない。反対派から批判 に記されたことには価値 触れており、最高裁の判決 見でこうした当然の内容に 考えていたら、市の業務は を受ける危険性をその都度 成り立たないはずだ。 宇賀克也裁判官は反対意 市「今後も適切に運用

軽んじている

金沢の広場訴訟

級審の判断をそのまま受け (憲法学)の話 判決は下

金沢大・山崎友也教授

金大·山崎教授

護憲集会によって過去に市 の自由」を軽んじている。 入れたもの。憲法の「集会

ことがないのに、将来的に に具体的な不利益は生じた

集会の

いる時点で、政治的に中立 や議員が政治的に選ばれて

わっていくことを望みた す方に将来的に判例が変

> 性に疑義が生じうる」と判 断を示すのは初めて。 の自由を巡り、最高裁が判 されれば、市の政治的中立 断した。庁舎管理権と集会

政策や主義に賛成または反 管理規則が禁じる「特定の 使った政治批判などが庁舎 接する広場の使用を申請。 対する目的で、威力や気勢 憲集会のため、市庁舎に隣 守る会」が二〇一七年、護 の市民団体「石川県憲法を 市は拡声器やプラカードを 判決などによると、原告

市民団体は、広場が集会

に当たるとし、不許可処分 に正当な理由がなく違法 一方、裁判官五人のうち

設」と主張したが、判決は 摘。集会が開かれれば「市 理、利用されている」と指 庁舎の一部で「一体的に管 館などと同様の「公の施 に長年使われたとして公民

見で、広場は「公の施設」 宇賀克也裁判官は反対意 ないと結論づけた。 る」とし、処分は違憲では いるかのような外観が生じ が特定の立場の者を利して

市民団体 「意図的な圧力と認識

たと認識せざるをえない」と述べ 強い口調で口にした。庁舎の管理 当な判決だ」。原告で「石川県憲法 規則を変更するなどした金沢市には を守る会」の盛本芳久代表委員は いくのではないかと危惧する。不 「意図的に護憲運動に圧力をかけ 「市民の自由な発言が制約されて な運用に努めていきたい」との談話

のだと受け止めている。今後も適切 おいても当方の主張が認められたも 対意見を評価。「われわれの主張を げかけた。 ほぼ認めてくれているもの。金沢市 岩淵正明弁護士は判決に書かれた反 には厳粛に受け止めてほしい」と投 金沢市の村山卓市長は「最高裁に 最高裁で判決を聞いた弁護団長の

E

20232.22

護憲集会の不許可「合憲」 金沢市庁舎前市民団体敗訴確定

法が保障する集会の自由 市が不許可としたのは憲 前広場での護憲集会開催を 2017年に金沢市庁舎 | に反するとして、 市民団体 訟の上告審判決で、 市に損害賠償を求めた訴 「石川県憲法を守る会」が

許可とした。「遠山和宏」

で予定されているとして不

め気勢を示す行為」が集会

策などに賛成・反対するた

規則で禁止する「特定の政 た。市は同4月、庁舎管理

広場の使用を市に申請し 農集会を開くため、市役所

打年3月、憲法記念日に護

石川県憲法を守る会」は

判決によると、市民団体

とする反対意見を述べた。

で審理をやり直すべきだ」

のかを判断するため、高裁

違法。市に賠償責任がある

に集会を不許可とするのは

が具体的に予見されないの

た施設で、差し迫った危険

に使われることを目的とし

克也裁判官は「広場は公衆

多数意見。学者出身の宇賀

2番判決が確定した。

可は合憲

所広場集会

裁判官ら人のうち4人の

最高裁判決

最高裁

支障が生活 生じ、公 場合、市 点について集会が開かれた摘。「政治的に対立する論 許可は憲法に反しないと結 の公の施設とは異なると指 を申請。 判官5人 めの施設で道路や公園など として不許可とした。 目的の示威行為」に当たる 策や主義に賛成、反対する 理規則で禁じる「特定の政 集会を開くため広場の使用 した。庁 17年5月、 自由に関する初判断で、裁 断し、守る会の上告を棄却 判決は、庁舎は公務のた 判決に じ得る」とし、不 務の円滑な遂行に の中立性に疑義が 市は、市庁舎の管 一舎管理権と集会の よると、守る会は 八中4人の多数意 憲法施行70周年

と受け止めている」とコメ の運営に当 明弁護団具 は「市の主張が認められた 対意見を十分尊重して今後)た。 村山卓市長 言たってもらいた 長は「市には、反 守る会の岩淵正

言内容を理由に不許可に 言論の場)」であり、「発ック・フォーラム(公共の することは言論の自由の事 広場は実態として「パブリ 団体側の訴えを退けた。 屋高裁金沢支部はともに、 前抑制になる」と付言し 一審金沢地裁、二審名古

第3小法廷(長嶺安政裁判

長)は21日、「合憲」と判

との反対意 施設だと は庁舎の による不許 判決後、 宇賀克也裁判官は、広場 **息見を付けた。** 許可処分は違法」 し「抽象的な理由 部ではなく公の

論付けた。